

令和4年度 神奈川県立厚木商業高等学校不祥事ゼロプログラム

県立厚木商業高等学校

神奈川県立厚木商業高等学校は、事故・不祥事の根絶を目指すとともに職員一人ひとりが教育公務員としての自覚と誇りを持って業務を推進することにより、県民に一層信頼される教育を推進していくために、不祥事ゼロプログラムを定める。

1 プログラムの実施について

- (1) 神奈川県立厚木商業高等学校不祥事ゼロプログラムの実施責任者は校長とし、プログラム全体を統括する。
- (2) 副校長、教頭及び事務長がこれを補佐する。プログラムの実施・検証の具体的手続きについては、不祥事防止会議がこれを行う。
- (3) 職員はルール遵守を旨とし、一人ひとりがプログラムの実施主体としての自覚を持ち、継続的に不祥事防止に取り組む。
- (4) プログラムの実施においては年度当初に課題を職員に提示して全体的な行動計画を示すとともに、時機に応じてプログラムを実施し、新規採用職員等に対する研修等にも力を入れる。

2 目標及び行動計画

(1) 法令遵守意識の向上

ア 目標

教育公務員としての責任を自覚し、法令遵守意識の向上を図り、公務外非行や交通事故を未然に防止する。

イ 行動計画

- 職員啓発資料等をもとに職場研修を実施する。
- 酒席が多くなる時期には特に注意喚起を徹底する。
- 職場研修を通して公務員としての自覚とモラルの向上、法令遵守等について徹底する。
- 心身の健康に留意し、些細な問題でも指摘しあえる職場環境づくりを進める。
- 公務外非行についても注意喚起を徹底する。

(2) わいせつ、セクハラ行為の防止

ア 目標

生徒の人権を尊重し、わいせつ、セクハラ行為の発生を未然に防止する。

イ 行動計画

- 生徒の連絡先の収集は最小限にとどめ、ライン等SNSの手段は用いない。
また、生徒の指導に際しては、時、場所（教科準備室、部室は特に注意）、方法、言葉遣い、発言内容等に十分配慮する。
- 人権についての職場研修を実施して意識啓発を行うとともに、些細な問題でも指摘しあえる職場環境づくりを強力に推し進める。
- 教育実習期間前にセクハラ防止研修を実施するとともに、教育実習生のオリエンテーションでも講話を実施する。
- 年度当初の不祥事防止会議において、個人情報の適切な管理の徹底及び適正なソーシャルメディアの利用について、遵守すべきこと等を周知する。

(3) 体罰・不適切指導の防止

ア 目標

生徒の人権を尊重して指導にあたり、体罰や不適切指導を未然に防止する。

イ 行動計画

- 人権教育校内研修会を開催し、人権意識の向上や人権理解に努めるとともに生徒理解に基づく適切な指導を行う。

(4) 入学者選抜の適正な実施

ア 目標

入学者選抜における事故・不祥事を防止する。

イ 行動計画

- 願書受付、志願変更、学力検査、面接検査、採点、合格発表等において、確固とした点検体制を維持し、業務の前に必ずマニュアルの確認やシミュレーション等を実施して業務にあたる。

(5) 成績処理及び進路関係書類作成・発行に係る事故防止

ア 目標

確固とした点検体制を維持し、定めたマニュアルに基づき業務を行う。

イ 行動計画

- 職員全員で点検体制や業務マニュアルを確認してから該当業務を行う。
- 調査書・通知表等の作成や成績処理に係る事故・不祥事の具体的事例を職員に周知し、事故・不祥事を防止する。

(6) テストの適切な実施、管理の徹底化

ア 目標

テストの作問ミスの防止、適切な実施、管理の徹底強化に組織的に取り組む。

イ 行動計画

- 定期テスト前後の作問・実施・処理期間には、それぞれの時期における注意点を確認を徹底するとともに、実施期間中は毎日注意喚起を行う。
- 作問でのミスをなくすため、組織的に点検作業を実施する。

(7) 個人情報等の管理、情報セキュリティ対策の徹底

ア 目標

個人情報の適切な管理に努め、個人情報の流失を防止する。

イ 行動計画

- 教務手帳の専用ロッカーへの一元管理の徹底を図る。
- やむを得ない事情を除き、定期試験の持ち帰りを行わない指導を徹底する。
- 情報セキュリティの点検や研修会を実施し、職員の意識の向上を図る。
- 個人情報の収集にあたっては、必要最低限にとどめ、生徒本人及び保護者等からの承諾書を得る。
- 個人情報の校外持ち出しの際には、「個人情報校外持ち出し許可願」の提出とその後の直帰を厳守させる。
- 定期テスト開始日から生徒へ通知表を渡すまでの期間のシュレッダー使用を禁止する。
- テスト返却においては、未返却者のテストを誤廃棄しないよう教務手帳ロッカーで保管する。

(8) 会計事務等の適正執行

ア 目標

公費・私費の不適正処理を防止する。

イ 行動計画

- 公費・私費の適正管理に努め、相互チェック体制に万全を期す。
- 財務事務調査指導の結果を踏まえ、私費会計基準のより一層の適正化に向けた取組を推進する。
- 年度当初の職員会議で、私費会計事務処理の留意事項を周知する。

(9) 経験の浅い教職員による不祥事の防止

ア 目標

教職員一人ひとりが、教育を担う専門職としての使命を自覚し、高い倫理感を持つことで、信用失墜行為や教職員全体の不名誉となる行為を行うことなく、県民の期待と信頼に応える。

イ 行動計画

- 教職員全体で協力して、生徒たちが安心して学ぶことができるよう、教育活動等に組織的に取り組む。

- 若手教員による職務上の課題の抱え込み等を防ぐため、職員と管理職が連携して、組織的な支援・相談体制を充実させる。
- 教職員の倫理に関する指針等を活用し、管理職による全教職員との面談を実施する。

(10) 職場のハラスメント（パワハラ・セクハラ・マタハラ等）の防止

ア 目標

職員同士が互いにしっかりとコミュニケーションをとり、円滑な人間関係を築くことにより、職場におけるハラスメント行為を防止する。

イ 行動計画

- 誰もがハラスメントの加害者になる可能性があることを認識するための研修を実施する。
- 同僚に対する思いやりを持った言動を心がけることで、職員一人ひとりがいきいきと働くことができる良好な職場環境をつくる。

3 検証

(1) 中間検証

2に規定する行動計画について、令和4年10月下旬までに実施状況を確認し、未実施があった場合は、令和4年11月中に補完措置を講ずる。また、各目標達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合は、必要な修正を行うとともに職員に周知する。

(2) 最終検証

2に規定する行動計画及び中間検証の結果を踏まえた修正等について、令和5年3月初旬までに実施状況を確認するとともに、各目標の達成状況を検証する。その際、全職員からの意見聴取を行い、ヒヤリ・ハット事例を共有する。

4 評価

ゼロプログラムの最終検証及び全職員からの意見聴取を踏まえ、不祥事防止の取組の実施結果について自己評価を行う。また、検証結果と不祥事防止の実施結果等を取りまとめ、学校ホームページで公表する。

5 次年度の取組

令和4年度の不祥事ゼロプログラムの最終検証・評価を踏まえ、令和5年度の不祥事ゼロプログラムの課題を抽出する。さらに、課題に応じた目標を設定し、目標達成のための行動計画を策定する。